

### 感染症の出席停止期間

インフルエンザの患者さんが時折みられるようになり、出席禁止期間についての質問がふえてきたためここにまとめてみます<sup>1)</sup>。

	疾患名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、新型インフルエンザ感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	乳幼児；発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。 小学生以上；発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺・舌下腺の出現後5日以上経過して、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	髄膜炎性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
第三種	流行性角結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	ほか5疾患	医師が感染の恐れがないと認めるまで。
その他の感染症	マイコプラズマ肺炎	校長により緊急的な措置がとられ出席停止の指示がでた場合のみ第三種として扱う。その場合医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	感染性胃腸炎、ノロウイルス感染症など	校長により緊急的な措置がとられ出席停止の指示がでた場合のみ第三種として扱う。その場合医師が感染の恐れがないと認めるまで。

文献1) 参照

基本的には学校保健安全法に記載されている内容です<sup>2)</sup>。

流行性角結膜炎はアデノウイルスにより引き起こされる接触感染症で充血や目やに、流涙などの症状はありますが発熱などがいないため本人も元気で感染管理上甘くなる傾向がありますが、角膜混濁などの重篤な後遺症を残すこともあり厳重な管理が必要です。

マイコプラズマ肺炎は重大な流行が起こったと校長が判断したときのみ出席停止の措置がとられますが、そうでない場合はマスクの着用などを指導して、必ずしも学校を休む必要はありません。

参考までに基本再生産数（周囲の感受性者何人に感染させるか？という感染力の強さを示す数字）を記載しておきます。

感染症	基本再生産数
麻疹	16～21
ムンプス	11～14
風疹	7～9
水痘	8～10
ポリオ	5～7
天然痘	5～7
百日咳	16～21
インフルエンザ	2～3

文献3) 参照

数字が大きいほど周囲への感染能力が強いこととなります。麻疹と百日咳の感染力が強いのが解ります。

菊池中央病院 中川 義久

平成30年11月9日

#### 参考文献

1) 斉藤 翔ら：各感染症の出席・出勤停止期間は？．日本医事新報 2018；4927；8－9．

2) 学校保健安全法

[http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~hoken/bunkakai/06health\\_information/topics/gakkohoken\\_anzen.pdf](http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~hoken/bunkakai/06health_information/topics/gakkohoken_anzen.pdf)

3) 感染予防対策 <http://www.saitama-vpc.com/dl/vpc-saitama20140208a.pdf>